

Title	李元炯君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.8 (1990. 8) ,p.129- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900828-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

李 元炯君学位請求論文審査報告

一

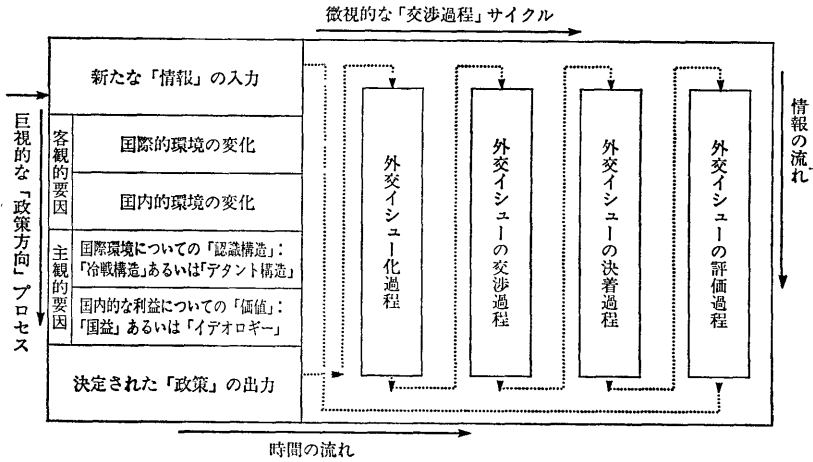
李元炯君が提出した博士学位請求論文「日韓外交交渉過程の分析——巨視的側面と微視的側面——」（ワープロ原稿、本文はA4版二五六ページ）は国交正常化以後の時期（一九六五―八三年）の日本の対韓政策と日韓両国間の外交交渉過程を取り扱った数少ない本格的な研究である。その主たる目的は、(一)日本の対韓政策と対朝鮮半島政策の巨視的な分析——「政策方向」の究明、(二)「日韓関係再調整期」の二つの事例研究を通じての外交交渉過程の微視的な分析、および(三)政策アプローチとインシュー・アプローチを組合せた、新たな分析枠組を通じての日本の対韓政策の究明にある。

第一の「政策方向」についての巨視的な分析の部分（第二章および第三章）は、国内的な利益についての価値判断を中心とする国内的要因、および冷戦構造かデータント構造かという国際体系についての判断を中心とする国際的要因に注目しつつ、目的達成のための日本政府の国家行為の方向性の究明を試みた部分

である。日本の政策を韓国との二国間関係の文脈でみる場合の狭義の対韓政策、すなわち「対韓国政策」、およびそれを朝鮮半島全体との関係の文脈でみる場合の広義の対韓政策、すなわち「対朝鮮半島政策」に意図的に区別し、それぞれを時期的に区分して個別に分析し、事例研究と合わせて総合的な結論を導くための伏線にしている。

事例研究の部分（第四章および第五章）で分析対象とされているのは、安全保障と経済協力に跨がる「安保経協問題」（一九八一年三月二日―一九八三年一月十二日）、および日本の植民地支配への反省が論議された「歴史教科書検定問題」（一九八二年六月二十六日―同年九月九日）である。前者は「高等政治」(High politics)と「実務政治」(Low politics)に跨がる問題であり、後者は過去において不幸な関係をもった国家間に特有の「歴史問題」であるが、いずれも、朴正熙死後の韓国における新政権(全斗煥政権)の誕生を契機に、戦後の日韓関係そのものを問い直す問題であった。

第一の部分の分析と第二の部分の分析を総合、ないし連結するための分析枠組の骨格は以下に図示される通りであるが、これは李元炯君がハロルド・ニコルソン、フレッド・イクレ、モートン・カプラン、ハンス・モーゲンソー、リチャード・スナイダー、ドナルド・ネタラインなどの研究を参照しながら、オレ・ホルステイ、カール・ドイッチェ、ロバート・ノース、デヴット・シンガーらのモデルを参考にして、本研究のために作



成したものである。

以上のような概要をもつ本論文の細部の構成は以下の通りである。以下、便宜的に第二・三章、第四・第五章、そして第六章に分けて、その内容を具体的に検討する。

第一章 序論

第一節 研究の目的

第二節 研究の対象と範囲

第三節 研究の構成

第四節 分析枠組

第二章 日本政府の対韓国政策方向

——「経済上の利益」から「安全保障上の利益」へ——

第一節 日韓両国関係の基盤造成期（一九六五—一九六九年）

第二節 日韓両国関係の癒着・冷却期（一九六九—一九七五年）

第三節 日韓両国関係の修復期（一九七五—一九七九年）

第四節 日韓両国関係の再調整期（一九七九—一九八三年）

第三章 日本政府の対朝鮮半島政策方向と米國

——「韓国寄り」から「朝鮮半島寄り」へ——

第一節 「二つの朝鮮」政策の時期（一九六五—一九六九年）

第二節 「一・五の朝鮮」政策の時期（一九六九—一九七五年）

第三節 「二つの朝鮮」政策の時期（一九七五—一九七九年）

第四節 「二つの朝鮮半島」政策の時期（一九七九—一九八三年）

第四章 日本政府の対韓国政策と朝鮮半島政策との衝突問題

——事例研究(一)「安保経協問題」——

第一節 韓国政府による外交インシュール化過程

- (一) 韓国政府による外交問題化段階
- (二) 日韓両国政府による駆け引き
- (三) 韓国政府による外交インシュール化段階

第二節 「安保経協問題」の交渉過程

- (一) 「安保絡み問題」をめぐる第一段階の交渉
- (二) 「交渉手順問題」をめぐる第二段階の交渉
- (三) 「経済協力の内容」をめぐる第三段階の交渉

第三節 「安保経協問題」の決着過程

- (一) 「安保経協問題」交渉の最終段階
- (二) 「教科書検定問題」の発生と交渉中断
- (三) 「安保経協問題」の政治決着

第四節 「安保経協問題」決着の評価過程

第五章 日本政府の対韓政策の原点…戦前植民地支配への反省

——事例研究(二)「教科書検定問題」——

第一節 「教科書検定問題」の外交インシュール化過程

- (一) 「教科書検定問題」の背景
- (二) 国内問題から外交問題へ
- (三) 韓国政府による外交インシュール化過程

第二節 「教科書検定問題」の解決過程

- (一) 日本文部省による「真意説明」
- (二) 日本外務省による韓国向け「外相所見」発表

(三) 日本政府による韓中両国向け「官房長官談話」発表

第三節 「教科書検定問題」の決着過程

第四節 「教科書検定問題」決着の評価過程

第六章 要約および結論

図表目録・参考文献一覧

二

第二章において日本の対韓国政策の方向性を分析するに際して、国際情勢および朝鮮半島情勢認識の変化、自らの国益についての認識の変化、そして対北朝鮮政策の展開を基準に、李元炯君は政策的展開をおよそ五年ごとに四つの時期に区分している。すなわち、(一)基盤造成期、(二)癒着・冷却期、(三)修復期、そして(四)再調整期である。また、このような時期区分の前提にあるのは、「日本の外交政策決定にとって重要なことは、主観的な国益とあるべき国際社会の姿を決定し、ついでその実現を図ることよりも、むしろ、国際情勢の動向を察知し、その流れにのりながら、その限られた範囲内で日本国の国益の伸張を図ることである」(二九ページ)との論文執筆者の認識である。

このうち、「基盤造成期」(一九六五—一九六九年)の政策の特徴は、国際的な冷戦構造の存在を是認したうえで、「韓国一辺倒」政策を追求することであった。日韓条約の締結に際して、日本政府は北朝鮮との関係を「白紙の状態」と規定していたが、一九

六八年一月の北朝鮮特殊部隊の韓国大統領官邸襲撃事件や米情報収集艦ブエプロ号拿捕事件にみられるように、朝鮮半島情勢が緊張の度合いを増すにつれ、「北からの脅威」の存在を認めざるをえなくなったのである。他方、戦前の「軍国主義」に代わる時代思潮である「経済主義」の観点から、日本は商品輸出市場としての韓国を重視し、韓国の経済建設を支援することが「韓国の安定」と「朝鮮半島の平和」に寄与するとの「建前」を構築した。そして、そのような「建前」のうえに、「政府による需要創出」が進展し、一九六七年以後、韓国は日本にとって米国に次ぐ世界第二の輸出市場となったのである。

しかし、日韓関係の「癒着・冷却期」(一九六九―七五年)に、国際体系は冷戦構造からデータント構造に大きく転換し、朝鮮半島でも地域データントが進展した。日本政府はそれを率直に歓迎するとともに、「北からの脅威」の存在を否定し、北朝鮮に対して「政経分離」政策を積極的に適用し始めた。そして、そのような政策は、一九七三年八月に金大中拉致事件の発生によって日韓関係が悪化するなかで、また同じ時期に南北対話が途絶し、翌年八月の朴正熙大統領暗殺未遂事件にみられるように、南北朝鮮の関係が急速に険悪化したにもかかわらず、一九七五年四月に南ベトナムが陥落するまで変更されなかった。他方、その間に、日本経済の韓国への資本進出が開始され、データント・ムードと資本過剰現象のなかで、投機的な色彩を帯びた「対韓投資ブーム」にまで発展したが、金大中拉致事件とそれに続く

石油危機を契機に、それも急激な落ち込みをみせた。

日韓両国間の非正常な関係に一応の終止符が打たれ、「修復期」(一九七五―七九年)が始まるのは、一九七五年七月の金大中事件「第二次政治決着」以後のことであった。それはまた、四月末についてサイゴンが陥落し、その直前に北朝鮮の金日成主席が北京で激的な演説をし、六月に板門店で米国と北朝鮮の警備兵が衝突した直後のことでもあった。これらの情勢を背景に、日本政府は韓国との関係を修復し、カーター政権の在韓米軍撤収政策にも反対したのである。しかし、国際体系や地域情勢に対する基本的な認識に変化はなく、むしろ南北対話の再開に向けての「環境造り」に貢献するとの観点から、日本政府は条件付ながら北朝鮮要人の訪日を許可した。他方、一九七五年十二月に国交正常化に伴う準賠償的な経済協力が終結すると、対韓経済協力はプロジェクトごとに政府間の実務レベルで具体的な案件を協議するという「積み上げ方式」に切り替えられた。

最後に、日韓関係の「再調整期」(一九七九―八三年)は、一九七九年十二月のソ連軍のアフガニスタン侵攻以後の国際的な「新冷戦構造」を背景とし、全斗煥政権とレーガン政権の誕生を契機として進展した。米韓同盟関係の緊密化を背景とする韓国からの大規模な「安全保障絡みの経済協力(安保経協)」の要請とそれに続く「歴史教科書検定問題」の発生は日本側に日韓関係そのものの全面的な再検討を迫るものであったが、それらの難問も一九八三年一月の中曽根新首相の韓国訪問によって解

決された。北朝鮮との関係の現状維持に努力しつつも、新しい国際情勢認識のもとで、日本政府は韓国に要請を広い意味での安全保障、すなわち「総合安全保障」政策の観点から処理したのである。これは韓国の経済開発や民生安定への協力を通じて「朝鮮半島の平和」に寄与するという、従来の対韓経済協力政策が総合安全保障の観点から再定立されたことを意味していた。

次に、第三章において、日韓二国間関係の文脈から離れ、李元炯君は日本の朝鮮半島政策の方向性を分析している。時期区分は第二章と同じであるが、「日本の安全保障は日米安全保障条約によって支えられており、したがって日本政府の朝鮮半島政策は米政府の極東政策の枠内でしか展開されえないという宿命をもっている」(七五ページ)との観点から、日米韓三国関係の文脈において、日本の政策展開はそれぞれ(一)「一つの朝鮮」政策、(二)「一・五の朝鮮」政策、(三)「二つの朝鮮」政策、そして(四)「一つの朝鮮半島」政策と規定されている。

そのうち、「二つの朝鮮」政策の時期(一九六五―一九六九年)は、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン共同声明の「韓国条項」(韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である)に象徴されるように、日本政府が冷戦的な国際構造のなかで北朝鮮との関係改善の可能性を排除し、韓国優先の原則を最も明確に表明した時期であった。すでに前年八月の日韓定期閣僚会議の共同声明でも、「韓国の安全と繁栄が日本のそれに重大な影響をもつ」と表現され、それは一九六九年八月の定期閣僚会議でさらに明確

化されていたのである。日米共同声明と佐藤首相のナン・ナル・プレスタラブでの演説によって疑問の余地のない形で表明されたように、「一つの朝鮮」政策は日米安保条約の「極東条項」、すなわち韓国防衛のための日米防衛協力を再確認し、米韓との間の防衛協力という形式ではあるが、日本政府が間接的な日韓防衛協力の可能性を是認するものであった。

しかし、国際的および地域的なデータが進展した「一・五の朝鮮」政策の時期(一九六九―七五)の日本の政策は、韓国との友好関係を基本としながらも、「いま一つの朝鮮」である北朝鮮との間にも非政治的な関係を設定しようとするものであった。一九七三年七月の田中・ニクソン共同声明(朝鮮半島の平和と安定のために貢献する用意がある)にみられるように、日本政府は国際的なデータ構造のもとで「韓国条項」を希薄化し、さらに一九七五年八月の三木・フォード会談の共同新聞発表では、「韓国」と「朝鮮半島」を意図的に切り離すことによって、韓国条項の修正(新韓国条項——「韓国の安全が朝鮮半島における平和の維持にとって緊要であり、朝鮮半島の平和維持は日本を含む東アジアにおける平和と安全にとって必要である」)を試みたのである。これは「一つの朝鮮」政策からの離脱を意味した。

さらに、「二つの朝鮮」政策の時期(一九七五―一九七九年)は、日米両国政府が北朝鮮の存在をより一層明確に意識し、北朝鮮との関係を視野に入れた朝鮮半島政策を模索した時期であった。一九七七年一月に発足したカーター政権は、在韓米軍の一九八

二年末までの撤退を表明するとともに、米国・韓国・北朝鮮間の「三者会谈」の実現のために努力したが、日本政府もまた、在韓米軍撤退には反対しながらも、そのような米国の政策に部分的に追随しつつ、北朝鮮との関係改善、すなわち「二つの朝鮮」の可能性を模索したのである。その結果、一九七七年三月の福田・カーター共同声明は、「韓国」に対して直接的に言及しないまま、「日本および東アジアの安全のために、朝鮮半島における平和と安全の維持が引き続き重要である」と表明するに留まった。これは「韓国条項」ではなく、「朝鮮半島条項」と呼ばれた。

最後に、「一つの朝鮮半島」政策の時期（一九七九—八三年）は、対ソ強硬政策を掲げるレーガン政権が、二度にわたる米韓首脳会谈において、「韓国の安全が北東アジアの平和と安全の軸であり、これは米国の安全にとって死活的である」との安保認識を確認しつつ、全斗煥政権との共同行動に基づいて、北朝鮮との関係改善が韓国との関係悪化に繋がらない共通の政策を追求した時期であった。また、中曽根首相の韓国訪問を通じて「安保経協問題」を解決した日本政府も、そのような米国の政策に部分的に追随し、韓国との共同行動を重視した。中曽根・全斗煥共同声明は「朝鮮半島における平和と安定の維持が、日本を含む東アジアの平和と安定にとって緊要である」と表現し、日本政府も韓国を中心に据えた「一つの朝鮮半島」政策を追求する意思を表明した。これは「新朝鮮半島条項」と呼ぶべきもの

である。

三

第四章は「安保経協問題」をめぐる日韓外交交渉過程を徹底的に分析した事例研究の部分である。ここでは、すでにみた巨視的な政策方向を背景に、特定の争点をめぐる日韓両国政府間の政策言明の相互作用が詳細に分析されている。これらの分析を通じて、李元炯君が日本政府の対韓政策の構造的な究明を指していることはいうまでもない。李君はそれを「日本政府の対韓国政策と対朝鮮半島政策との衝突」と表現している。交渉過程そのものは、(一)外交イシュー化過程（一九八二年三月二日—八月二十日）、(二)外交イシューの交渉過程（一九八二年八月二十日—八月二十九日）、(三)外交イシューの決着過程（一九八二年四月二十九日—八月三十日）、(四)外交イシュー決着の評価過程、の四段階に区分されている。

第一の「イシュー化過程」では、韓国政府による「安保経協問題」の外交イシュー化過程が分析されている。朝鮮半島有事の際の日米防衛協力を除けば、対日関係において、韓国にとって最も重要であるのは日本からの経済協力である。これは、日本の側からみれば隣国の経済開発と民主安定のための単純な経済協力にすぎないものであるが、韓国の側からみれば過重な防衛負担の肩代わりであり、米国の側からみれば極東地域の平和と安定のための日米役割分担であるという複雑かつ玉石色の構

造になっている。しかし、新政府発足後、経済的な不振と過重な軍事負担に悩む全斗煥政権は、新冷戦下で対ソ強硬政策をとるレーガン政権との間に朝鮮半島の安保情勢について認識の一致をみたことを背景に、日本に対して「地域安保に寄与する経済協力」を正面に掲げる大規模な経済協力を要請し、それを外交インシュー化することに成功した。

この外交インシュー化の努力はきわめて巧妙なものであり、レーガン政権の暗黙の協力のうえに進展した。一九八一年五月の鈴木・レーガン首脳会談で「極東の平和および安定を確保するための日米両国間の適切な役割分担」の必要性が確認されたことを見届けたうえで、八月の日韓外相会談の席上、朝鮮半島情勢の緊張と北朝鮮の脅威を強調しつつ、韓国の盧信永長官は日本政府に五年間に六〇億ドルの政府開発援助(ODA)を公式かつ公然と要請したのである。これに対して、日本側の園田外相は、「安全保障問題と経済協力を切り離す」ことが日本政府の方針であることを強調しつつも、「韓国の新しい国づくり」のための経済協力を推進することを約束せざるをえず、具体的な金額などは実務レベルの協議に任せる意向を示した。しかし、会談後の両者の国会答弁は、双方がそれ以上一步も譲らない覚悟であることを示していた。

第二の「外交交渉過程」における最初の問題は、新しい大規模な経済協力の正当化の根拠をめぐる、韓国側の「安保絡み」の交渉戦略と日本側の「安保抜き」の交渉戦略の衝突をどのよ

うに調整するかであった。日本側としては、すでに園田・盧外相会談までに、朝鮮半島に緊張状態が存在することを認めただうえで、韓国の防衛努力を高く評価していたので、「安保経協」や「安保肩代わり」に対する国内の批判を回避しながら、いかにして大規模な経済協力を正当化するかが最大の問題であった。その意味で、九月に開催された日韓議員連盟総会の共同声明がそれを「過重な国防負担による韓国の難しい経済事情に対して深い理解を表明するとともに、韓国に対する経済協力を誠意をもって努力する」と表現したことは、総合安全保障政策の枠内での、「安保絡み」と「安保抜き」の間の玉虫色の妥協点を示唆するものであった。

経済協力の名分について、日韓両国間に暗黙の了解が成立すると、次に浮上したのは交渉手順の問題であった。日本側としては、いずれ政治決断が必要になるにしても、まず経済協力を要請する側が具体的なプロジェクトを提示するべきであるとの観点から、「先実務者協議・後政治決断」を主張したが、韓国側の主張はこれとは正反対であった。韓国側は外相会談の早期開催を要請し、まず経済協力の総枠について日本側が政治的に決断することを要求したのである。しかし、一九八二年一月までに両者は歩み寄りをみせ、まず「高級事務レベル協議」が開催された。そこで、外相会談の準備のために、韓国側は一九八二年から始まる「経済社会開発五か年計画」の内容と経済協力の対象となるプロジェクトについて日本側に説明したのである。

韓国側の要請は三五億ドルのプロジェクト借款（二項目）と二五億ドルの商品借款（いずれもODA資金）から構成されていた。二度にわたる「高級事務レベル協議」の後、日本側は二項目のプロジェクトについては円借款（ODA）、輸出入銀行融資、そして市中銀行融資の三種類で対応するが、商品借款に應ずることは困難であるとの立場を韓国側に伝え、具体案の作成に入った。外務省は四月初めまでに「総額四〇億ドル、円借款一五億ドル、輸出入銀行融資二五億ドル（六％台の金利）」案をまとめ、大蔵省を初めとする関係省庁との調整に入ったのである。最も重要な円借款については、外務省の一五億ドル案と大蔵省の一〇億ドル案が対立し、鈴木首相の裁断で一三億ドルとされたが、外務省の主張によって一年延長（六年間）して二億ドル上積み（合計一五億ドル）することを含みとして、韓国との交渉に臨むこととした。しかし、国内的な調整に成功しても、韓国側の説得にはそれ以上の困難が伴うことが予想された。

第三の「決着過程」は、日本側対案を携えた柳谷外務審議官のソウル派遣に始まる。その役割は「交渉決裂」を回避するための「ツナギ特使」であったが、六月、韓国側は「柳谷案」に対して新提案を提示した。それは「総額四〇億ドル」を公式に受け入れたうえで、その内訳を「円借款二三億ドル」および「商品借款一七億ドル」とし、全体の金利を六％にするというものであった。また、その後、韓国の李範鎮・新外務部長官が訪米の帰途日本に立ち寄り、具体的な詰めを急ぐための経済協

力実務者会議を七月に開催することに同意するとともに、「商品借款は国内資金の手当てが狙いである」ことを明らかにした。両国の立場には依然として大きな溝があったものの、日韓交渉はいよいよ「最終ラウンド」を迎えようとしていたのである。しかし、突然浮上した「教科書検定問題」と鈴木首相の自民党総裁選挙不出馬声明がそれを棚上げしてしまった。

しかし、結果的には、十一月末の中曽根内閣の発足が交渉の決着を加速した。中曽根は、「安保経協問題」の早期決着のために、最初の外遊先として韓国を選ぶという「政治決断」を下したのである。しかも、外交チャンネルとは別に、その意向は全斗煥大統領の信頼が厚い瀬島龍三・伊藤忠商事相談役を通じて韓国側に伝えられ、両者間で「裏の交渉」が開始された。その結果、十二月三十日に瀬島氏が「首相特使」として訪韓する頃までには、供与期間を七年としたりうえで、経済協力の内訳を「円借款一八・五億ドル、輸出入銀行融資二一・五億ドル」とすることで合意が成立した。また、「商品借款問題」についても、円借款のなかで、プロジェクト別に三〇％の限度で内資融資を想定するとともに、輸銀プロジェクト資金も一五％を限度に内資融資に転用され、三・五億ドルは使途が比較的自由な中小企業向け銀行借款を利用することとされた。

最後に「評価過程」であるが、三つの観点からの指摘が可能であった。その第一は、「安保経協問題」の中心的な理念として韓国側から提起された「安保絡み」についてである。しかし、

外交イシュー化過程はともかく、具体的な交渉過程において、韓国側が提出した協力要請はすべて経済開発と民生安定プロジェクトに関するものであった。韓国側は「安保絡み」をイシュー化過程における「建前」として最大限に利用することをためらわなかったが、その実できるだけ多くの経済協力をプロジェクト借款と商品借款で獲得することを意図したのである。これに対して、日本側は、そのような「建前」を拒否しつつ、「民生安定援助であっても、安保絡みを否定するものではない」という自らの「本音」を「総合安全保障」論のなかで粉飾した。

また、第二に、「交渉過程」についての評価としては、日本側はあまり金額面で譲歩することなく、「五年間にODA援助倍増」という政府計画の枠内で、「首相訪韓」という「政治カード」を最大限に利用して、「安保経協問題」を解決しただけでなく、「教科書検定問題」などで悪化した日韓関係を修復することに成功した。この点では、韓国側に多少不満が残ったが、そもそも外交イシュー化過程がやや強引であったこと、六〇億ドル円借款が「ケタ違い」のものであったこと、中曽根訪韓という「政治決断」によって日本の韓国重視の姿勢が示されたことなどを考えれば、それなりに満足すべきものであった。かりに中曽根内閣の発足がなければ、交渉の「最終ラウンド」はそれほど容易ではなかっただろう。

さらに、第三に、「交渉の環境」、とりわけ米国政府の態度が折りにふれて交渉自体に微妙かつ大きな影響を与えたことが指

摘されなければならない。米国政府は公式的にはこの問題はあくまで日韓二国間の問題であるとの立場を維持したが、この地域における日本の役割の増大が米国自身にとっても好都合であったことは否定できなかったし、事実、折りにふれて韓国支持と理解されうる微妙な発言が外交関係者によって繰り返されたのである。また、中曽根首相の韓国訪問自体も、そのような米国の態度を勘案したうえでの「対米外交の布石」という意味をもっていた。要するに、新冷戦という国際環境とこのような米国政府の「間接的な支援」なしには、韓国政府も大きな成果を挙げるのが期待できなかったのである。

第五章では、いま一つの微視的な「交渉過程」の事例研究として、「安保経協問題」の交渉過程で発生した「教科書検定問題」の解決過程が分析されている。日韓両国政府の政策言明が詳細に検討されている点では前章と同じであるが、現実の交渉過程そのものはそれよりはかなり単純であり、(一)韓国政府による外交イシュー化過程(一九八二年六月二十六日―八月三日)、(二)日本政府による外交イシューの解決過程(一九八二年八月三十一日―八月二十六日)、(三)日韓両国政府による外交イシューの決着過程(一九八二年八月二十六日―九月九日)、そして(四)日韓両国政府による外交イシュー決着の評価過程、の四段階に区別されている。

第一の「イシュー化過程」は、六月二十六日、日本のマスメディアが翌年以後使用される高校の社会科教科書の検定内容に

ついで報道したことに始まる。一九一九年の三・一独立運動に
関する記述が「集会」から「暴動」に訂正されたことを含めて、
韓国の主要新聞の反応は当初は必ずしも迅速ではなかった。七
月二十日の中国「人民日報」の論評記事が日本の各新聞に大き
く取り上げられ、それに付随する形で韓国内の反響が紹介され
てから、日韓両国のマスメディア間に大々的な「共鳴現象」が
発生したのである。とりわけ韓国の国民感情を大きく刺激した
のが、七月二十三日の松野国土庁長官の「韓国が日本の教科書
記述について注文をつけている、との新聞報道があるが、場合
によっては内政干渉になる」との閣議前の発言であり、「日韓
併合でも、韓国では日本が侵略したことになっていているようだ
が、どちらが正しいかわからない」との閣議後の言明であった。

松野発言は「過去の関係は遺憾であり、深く反省する」との
日韓共同声明（一九六五年二月二十日）の精神に背馳する疑いが
あったが、懸案の「安保経協問題」が峠に差し掛っていた時期
でもあり、「親韓」的な自民党文教族と対決し、日教組などの
左派勢力を利することは避けたいとの配慮も働いて、韓国政府
としては当初「教科書検定問題」の外交インシュエー化には慎重な
構えであった。韓国外務部は松野発言について日本政府への
「事実確認」を訓令したが、日韓議員連盟のレベルでの「関心
表明」によって問題を解決しようとしたのである。しかし、こ
の問題が七月二十六日に日中両国間で外交インシュエー化されると、
国民感情への配慮からも、韓国政府の取りうる措置は限られた。

七月二十八日に政府レベルで「重大な関心」を表明するととも
に、八月三日にはついに具体的な「是正措置」を要求し、外交
インシュエー化を図らざるをえなかったのである。

第二の日本政府による「解決過程」は、「外相所見」と「官
房長官談話」の発表が中心となる。韓国政府による外交イン
シュエー化以前に、日本政府は、七月三十日、外務省を通じてソウル
で「日本政府の立場」を説明するとともに、東京で文部省の「真
意説明」を試み、八月五日、外務・文部両省高官（「ベア特使」）の
韓国派遣を提案したが、いずれにも失敗に終わっていた。その
ようななかで、松野長官の「問題発言」が三たび繰り返され、
韓国政府が再び速やかな是正措置を要求したこともあり、八月
十二日、日韓共同声明の精神が教科書検定制度の運用に反映さ
れていなかったとすれば、遺憾であり、「早急に姿勢を正す」
必要がある。との「外相所見」が発表されたのである。しかし、
文部省は「再改訂の権限は文相の専権事項」であるとして、こ
れに強く反発し、「外相所見」が日本政府の統一的な公式見解
ではないことが露呈された。

「外相所見」が中途半端なものに終わり、韓国側も日本政府
の統一見解と歪曲部分の是正を要求したために、次に、日本政
府は基本認識や記述修正の基本方針についての統一見解を「官
房長官談話」として発表し、記述修正の時期や方法については
文部省説明で補うという方式を考案した。八月二十六日に発表
された「官房長官談話」は、(一)日韓共同声明で表明された過

去の反省を再確認し、(二)その精神を教科書検定において尊重するだけでなく、それに背馳するものは政府の責任においては是正し、(三)検定基準の改訂・改訂検定・新しい趣旨の徹底を実行する、というものであった。また、文相は、同日の記者会見で、一九八〇、八一、八二年度検定教科書について、その後の具体的な正スケジュールを明示し、未修正の教科書を使用する一九八三・八四年度については、「文部広報」によって教育現場への趣旨徹底を図ることを明らかにした。

第三の「決着過程」は韓国政府による「官房長官談話」に対する「原則同意」と日本側の「記述は正の手順」説明からなる。韓国政府は、八月二十七日の文化公報部長官の記者会見を通じて、早急な是正が実現しないことに不満を表明しながらも、日本側の回答に「原則的受け入れ」を表明した。しかし、中国政府が「不同意」の方針を明らかにし、韓国国内でも学生や知識人から強い不満の声が上がるなかで、八月三十一日に重ねて「速やかに誠実な後統措置」をとることを要求した。これに対して、日本政府は教科書検定調査審議会への諮問(九月十四日)を急ぎ、「隣接諸国との友好・親善関係にとくに配慮する」との新しい検定基準の追加を得たうえで、一九八二年度検定教科書にその基準を適用し、一九八一、八二年度検定教科書については、一九八三年度の改訂検定によって是正する方針を固め、その旨を現地大使館を通じて韓国側に説明した。

最後に、「評価過程」であるが、三つの観点からの指摘が可

能であった。その第一は、「教科書検定問題」は日本政府の譲歩によって、また問題の長期化を望まないという韓国側の事情もあって一応の決着をみたが、韓国側としては、それによって提起されたすべての問題が解決されたとは考えていなかったということである。韓国側は、まず日本政府が本場に「速やかに誠実な後統措置」をとるかどうかを見極めなければならなかった。また、日本側が訂正を検討していたのは、一九八二年度の教科書検定で修正された項目に限られていた。これに対して、韓国側はその他の項目を含めて実に三九項目の訂正を要求していたのである。したがって、韓国側としては、これらの諸項目がどのように取り扱われるかについても注目せざるをえなかった。

第二に、韓国側は「教科書検定問題」の本質が解決されたかどうかについて疑問をもっていた。いいかえれば、それは日本側が本当に「過去の反省」を基盤として日韓友好関係を構築しようとする意向しているのかどうか、という本質的な問題に対する疑問であり、それが解消されない限り、「教科書検定問題」を含む「歴史問題」再発の可能性も否定することもできなかったのである。その点では、文部省は、少なくとも旧基準に基づく限り、問題にされた検定は適正なものであり、決して間違っていないなかったとの態度を一貫して維持したのである。また、交渉過程で繰り返された日本閣僚の「問題発言」が、このような疑問を強めたことも否めない。

しかし、最後に、「教科書検定問題」に関する限り、日韓両国のマスメディアの論調がほぼ完全に一致したという興味深い事実も指摘されなければならない。国交正常化以前はもちろん、その以後も、両国間に懸案が発生する度に、それぞれのマスメディアが「代理戦争」のごとき様相を呈したことを思えば、両国関係の将来にとって、これはきわめて重要な意味をもってゐる。かりに将来「第二の教科書検定問題」が発生しても、日韓友好の原点である「過去の反省」が日本の世論のなかに敷衍する限り、日韓関係の基礎が確保されているといえるからである。

四

最終の第六章では、第二および第三章で分析した巨視的な「政策方向」と第四および第五章で分析した微視的な「事例研究」を要約しつつ、この時期の日本の対韓政策について、論文執筆者なりに四点からなる結論を提示している。

その第一は、「経済上の利益」を目標とする政策から「安全保障上の利益」を目標とする政策への変化である。一九五七年に刊行された最初の「外交白書」に示されるように、戦後の日本は「経済力の平和的対外進出」を基本的な外交方針とし、米国の安全保障上の庇護のもとで、「平和主義」と「経済主義」を表裏一体とする対外政策を推進したが、一九七三年の第一次石油危機を契機に、新たに資源の安定的な確保を目的とする「総合安全保障主義」が採用され、一九七九年以後の「新冷戦」の

もとで、さらに一歩進んだ「安全保障主義」が密教的なドクトリンとして導入されたというのが、李元炯君の基本的な戦後日本外交観である。そこには、いうまでもなく、そのような外交理念のもとで、国際体系の変化に対応して、日本の「対韓国政策」も展開されてきたという想定が存在する。

たとえば、一九六五年に日韓国交正常化を達成した日本は、一九六〇年代の国際的な「冷戦構造」のもとで「経済主義」を土台に「準賠償的な経済協力」を推進し、韓国への経済進出を達成したが、一九七九年に始まる「新冷戦構造」のもとでは「総合安全保障主義」を掲げて「準安保的な経済協力」を実現した。さらに、北朝鮮との関係についても、当初は北朝鮮を日韓関係の従属変数として取り扱ってきたが、一九七〇年代の「デタント構造」のもとでは、それを独立変数に変換するため外交的努力を積み重ねた。北朝鮮に対する「政経分離政策」の積極的な適用がそれである。したがって、日本は今後とも「経済上の利益」から出発して「安全保障上の利益」を追求するであらうし、国際的な緊張が緩和するにつれて、北朝鮮との関係も「非政治的な交流」から「政治的な交流」へと拡大しようとするだろう、というのが李元炯君の第一の結論である。

その第二は、「韓国寄り」政策から「朝鮮半島寄り」政策への変化である。戦後日本の「対朝鮮半島政策」は、米国の極東戦略の枠内で、それとの調整を最優先しつつ、自国の国益増進に努めるというものであった。国際体系の変化に対応しつつ、

冷戦イデオロギーに強く拘束され、米国を中心とする日米韓三国関係の強化を優先する政策と、国際的な「データ構造」のもとで、イデオロギーから離れて自国の国益を率直に追求する政策が交互に出現したのはそのためである。前者においては、冷戦イデオロギーのもとで、安全保障上の利益が重視され、現実主義的な同盟外交が追求されたが、後者においては、脱イデオロギー的環境のもとで、経済上の利益が優先され、理想主義的な全方位外交が模索された。また、前者の時期には、日米韓三国協力体制が強化されたが、後者の時期には、日韓二国間関係にさまざまな問題が発生した。

このような日本の対朝鮮半島政策の方向性は、日米共同声明の韓国・朝鮮半島に関する条項や日韓共同声明のなかに明示されている。それは、佐藤・ニクソン共同声明の「韓国条項」に始まって、三木・フォード共同新聞発表の「新韓国条項」、福田・カーター共同声明の「朝鮮半島条項」、そして中曽根・全斗煥共同声明の「新朝鮮半島条項」へと発展したのである。それはまた、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」とする「一つの朝鮮」政策から、「朝鮮半島の平和と安定の維持が日本を含む東アジアの平和と安定にとって緊要である」とする「一つの朝鮮半島」政策に向けての変化でもあった。したがって、今後の日本の対朝鮮半島政策はますます「韓国寄り」から「朝鮮半島寄り」に変化し、その目標も「朝鮮半島の現状維持」という消極的なものから「朝鮮半島の平和と実現」という

積極的なものに変化する。というのが李元炯君の第二の結論である。

その第三は、「単独行動」から「共同行動」への変化である。レーガン政権は、国際的な「新冷戦構造」のもとで、経済的に発展した韓国の戦略的な重要性を認定し、それに対し戦略上の「前進拠点」としての役割を付与した。それまで、日本の従属変数であるかのように取り扱われてきた韓国は、独自の役割を担う独立変数として、対ソ「共同行動」のパートナーに格上げされたのである。このような米国の極東戦略への「適応外交」の結果として、また新たに韓国に出現した全斗煥政権の激しい対日自己主張の結果として、日本の対朝鮮半島政策もまた、韓国抜きに「単独行動」から韓国との「共同行動」へと大きな変貌を遂げた。いいかえれば、日本の北朝鮮との関係改善についても、新たに日韓の「共同行動」に基づいて推進される可能性が誕生したのである。これが李元炯君の第三の結論である。

その第四は、「過去の反省」から「将来の友好」という日韓関係の在り方に関する指摘である。懸案の「安保経協」が峠に差し掛った時期であったにもかかわらず、韓国政府は国内の対日感情を背景に「教科書検定問題」を外交インシュエ化した。「安保経協問題」がある程度の幅のなかで妥協点を見出しうる性質の問題であったのに対して、「教科書検定問題」は「不幸な過去」の存在を認めるかどうかという妥協の余地のない「原則上の問題」であり、その点こそが将来の日韓友好関係の出發

点であると認識されていたからである。また、「安保経協問題」が「物の問題」であったのに対して、「教科書検定問題は「心の問題」であった。そのため、その問題が外交的に決着をみた後も、韓国側は当分の間「安保経協問題」の交渉を再開できるような雰囲気にはなかつたのである。

しかし、幸いにも、日本側は「外相所見」や「官房長官談話」において、「過去の関係は遺憾であり、深く反省している。」との日韓共同声明の精神を再確認し、それを「日韓関係維持発展の原点」として認め、そのような精神は日本の学校教育や教科書検定でも尊重されるべきであるとの認識を表明していた。また、新たに就任した中曽根首相も、自ら率先して韓国を訪問する意思を表明し、「安保経協問題」解決のための雰囲気を作成した。さらに、すでに「外相所感」や「官房長官談話」で示されていたこととはいえ、中曽根首相は改めてソウルで「過去において不幸な歴史があった」ことを事実として認め、「過去の反省」の上立って「新しい日韓関係の基礎」を築くことの重要性を強調した。それが韓国国民に好感をもって迎えられる原因となったのである。このような事態の展開は、それ自身が「過去の反省」から「将来の友好」へという日韓関係の在り方を示唆している。

五

以上みてきたところから明らかなように、李元炯君提出論文

には、明確な方法論上の特徴が存在する。たとえば、政策アプローチとイシュー・アプローチを組合せることによって、日本の対韓政策の巨視的な側面と微視的な側面を立体的に究明し、その構造的な理解を目指していること、また、「政策の方向性」の分析においても、日本の政策を「対韓国政策」と「対朝鮮半島政策」に区別し、個別的に分析することによって、より一層の内容の精緻化を試みていること、さらに「安保経協問題」と「教科書検定問題」という性質の異なる二つの事例を取り上げ、両者を対比することによって、日本の政策や交渉スタイルの類似性と多様性を浮き上がらせ、その全体像の究明に努力していることなどは、そのよい例である。

これらの新しい試みは、いずれもそれなりの成果を挙げ、論文の内容に深みを加えている。たとえば、「安保経協問題」のイシュー化と解決過程を適切に理解するためには、新冷戦下の米韓同盟の再強化を背景に、それまでの日本の対韓政策がすでにその「政策の方向性」を喪失しつつあったことへの理解が不可欠である。そのような全体的な文脈のもとで、韓国による外交イシュー化が可能になり、日本側の譲歩もありえたのである。また、そのような視点から、中曽根首相の韓国訪問の意義もより明確に理解されうるのである。それとは逆に、「安保経協問題」や「教科書検定問題」への微視的なアプローチが、日本の対韓政策の「方向性」のより精密な究明を可能にしたことも指摘されなければならない。たとえば、李元炯君が指摘する

韓国抜き「単独行動」から韓国との「共同行動」への変化なども、そのようなアプローチを通じてより精密に理解されうる場所である。

また、「対韓国政策」と「対朝鮮半島政策」を個別的に分析したことに、それなりの利点がある。たとえば、一九七三年夏以後の南北朝鮮関係の急速な悪化・朴大統領暗殺未遂事件の発生、非武装地帯での南侵用トンネルの発見、板門店における米・北朝鮮警備兵の衝突などにもかかわらず、日本政府が「北朝鮮の脅威」の存在を認めることに消極的であり、むしろ南北対話の再開のための「環境造り」に努めたことなどは、狭義の「対韓国政策」の文脈からは理解し難いところである。しかし、「対朝鮮半島政策」の文脈からみれば、それは地域的なデタントの崩壊に対する認識の不足に由来するものであったかもしれないし、論文執筆者の指摘するように、日本政府が「事実としてのデタント」が存在するかどうかも、価値としてのデタント」を維持しようとした結果であったかもしれない。

さらに、「安保経協問題」と「教科書検定問題」という二つの性質の異なる外交インシユエの対比も、それなりの成果を挙げている。たとえば、前者のインシユエには前述のような国際環境とそれへの適応の問題が存在したが、後者のインシユエは問題それ自体の性質に起因するものであった。韓国政府にとって、後者は前者以上に本質的な問題であり、そのインシユエは無条件的であったのである。それとともに、日本政府の交渉スタイ

ルにある種の類似性が存在したことも興味深い。たとえば、日本側は、その政策や理念を正しく設定することよりは、むしろ相手側に「日本の立場」を理解してくれるように要請し、「その誠実さと実状を相手側が理解すれば、日本との関係を維持する必要がある、相手側は自らの立場や主張を捨てて日本政府の立場に歩み寄ってくれる」(二一ページ)と漠然と考えたのである。

しかし、以上のような長所や利点の存在にもかかわらず、本論文のアプローチや内容に欠点や論じ足りない点がないわけではない。たとえば、日本の対韓政策を「見えない構造」から「見える構造」に転換するための野心的な試みではあったが、巨視的な政策アプローチと微視的なインシユエ・アプローチの組合せが十分に所期の成果を挙げえたかどうかは疑わしい。なぜならば、そのような独自のアプローチの特徴が必ずしも結論部分に十分に反映されたようには思われないからである。かりに二つのアプローチの組合せが必ずしも単なる背景説明や時系列的な補足説明の域を脱していないとすれば、それはそれぞれのアプローチの「つぎ木」的な組合せの仕方自体に問題があるかもしれない。

また、事例研究の部分の精緻と大局を兼ね備えた生き生きとした分析に比べて、「政策方向」についての分析は必ずしも凡庸を脱していないし、論理の展開にも混濁がみられる。たとえば、一九六〇年代の「平和主義」と「経済主義」、一九七〇年代の「経済主義」と「総合安全保障主義」についての李元炯君

の指摘が的を射たものであったとしても、一九七九年以後、日
本外交が「安全保障主義」を「密教的なドクトリン」として導
入したとの指摘はあまりに独断的にすぎないだろうか。そのよ
うな指摘は、客観的な事実の発掘や厳密な論理の展開に基づく
ものであるよりは、日本外交がそのような方向に直線的に進む
に違いない、との論文執筆者の既成の信念に基づくものである
ように思われるのである。また、そのような解釈は日本外交に
ある種の「目的指向性」を付与するものであり、そのこと自体
が李元炯君の他の部分での主張と矛盾するだろう。

さらに、「建前」と「本音」とか、「密教」と「顕教」という
ような概念、ないし修辭が多用され過ぎていることも、前述の
ような日本外交観とともに、このような論理の混濁の一因とな
っている。そのために、むしろ韓国による「安保経協」の強要
が日本政府に「安全保障主義」の採用を強要していた、という
単純かつ皮肉な事実が見逃されたり、冷戦構造よりはデタント
構造のもので、日本外交は経済的な利益を優先しつつ、率直に
自らの望む理想主義的な全方位外交を模索した、との李元炯君
自身の重要な指摘が忘れ去られているのである。その意味では、
「朝鮮半島寄り」とか、「一つの朝鮮半島」というような表現も、
あまりに修辭に走りすぎていないだろうか。日本の「対韓国政
策」と「対朝鮮半島政策」には個別的に分析されるべき部分も
あれば、分離しえない共通の部分も存在するからである。

以上みたように、本論文には、論じ足りない部分や是正され

るべき部分がないわけではない。しかし、全体的にみるならば
明らかに従来の日本の対韓国政策や日韓外交交渉過程の研究に
新たに多くのものを付け加えている。とりわけ、二つの事例研
究の部分の精緻な分析と体系的な論理の展開が今後の研究の発
展に寄与するところは少なくない。

李元炯君のますますの精進を期待しつつ、審査委員一同は同
君に法学博士の称号を授与することが適当であると判断するも
のである。

平成二年 月 日

主査	慶應義塾大学教授	法学博士	神谷 不二
副査	慶應義塾大学教授		池井 優
副査	慶應義塾大学教授	法学博士	小此木政夫